

中村「過失責任主義」の扱いなどはじめ、アカデミックな部分の議論は数多くあると思いますが、実務的なインパクトとしては「消費者契約法」で規定されていた思想や概念が民法ないし債権法とい

想をお持ちですか。

現在進められている債権法の改正論議については、どのような感想をお持ちですか。



弁護士 鳥飼重和  
Shigekazu Torikai

and  
弁護士 中村隆夫  
Takao Nakamura

撮影／黒田雄一

新春インタビュー INTERVIEW  
企業経営へも大きな影響が予想される債権法改正。法務の現場だけでなく、経営者サイドや組織全体としての対応も必要となりそうだ。求められる企業の意識改革についてプロに聞いた。

## 債権法改正と企業経営

# 「法的リスクに備えた意識改革を」

債権法が改正されることで、企業にはどのような影響が出てくるのでしょうか。

鳥飼 大企業だけでなく、中堅・中小企業にも影響が大きいでしょうね。

この改正は、消費者をより手厚く保護しているという流れの中で進められています。そのため、規模や業種に限定されることなく、大きな影響が出てくると思います。

となれば、大企業の経営者・実務担当者のほか、中堅・中小企業の経営者・経営幹部も、債権法の改正に関心をもち、法律問題が経営問題となることを理解する必要があります。

### 「法律問題」が「経営問題」に

担当者のみの対応では難しいと。

鳥飼 債権法の改正問題は、経営問題ですから、経営トップ自らが考え方を改めなくてはなりません。そうでないと、経営問題への適切な対応ができませんから。

現場だけの対応になると、金融商品取引法（以下「金商法」）の内部統制への対応のように、経営に

的な流れでもあるように思いますので、このタイミングでこのような改正が企図されることは、社会全体の流れとも平仄が合っているのではないかと思います。

企業側としては、いかがでしょう。

中村 企業側から見ると、このタイミングでの改正は唐突な感じがするかもしれません。「別に今までの民法であっても何とかなっているじゃないか」という意見もあるでしょう。

今回の改正の動きに関しては、実務側・産業界の意見・視点について、あまり本格的に採り入れられてきてはいないように思います。平成二三年春には中間的な論点整理が行われて、いわゆるパブリック

したがって、中間的な論点整理の後、トントン拍子で改正が進むのか疑問もありますね。

ただ、先ほど申しあげたとおり、消費者保護を重視していく流れは止められないものだと思いますので、経営者としては、現在の改正議論の基本的な流れに目を配って、今から準備を進めていくことに意味があるだろうと思います。

## パブコメの反映により 中間的な論点整理の後も トントン拍子で改正が進むか 疑問もあります。



被害を最小限に防ぐ  
コンプライアンス



# 不正競争防止法

## 改正ポイントと 最新重要判例・ 実務上の指針(上)



弁護士・弁理士・米国弁護士  
大宮法科大学院大学客員教授

牧野和夫

はじめに

不正競争防止法の分野が知的財産実務で重要性・存在感を増してきている。

一つには、商標・意匠などの産業財産権ならびに著作権で十分に保護されない場合に、不正競争防止法が実務で補足的・補充的に活用されることが多くなっている。今回の法改正で保護が強化された営業秘密も産業財産権ならびに著作権では保護されないが、不正競争防止法で補足的に保護を受けることができる。

他方では、特許侵害訴訟が提起される場合に、相手方やその取引先へ警告書を送付することが考えられるが、これらは、もし後日根拠となっていない特許が無効とされた場合には、相手方やその取引先の営業上の信用を害する虚偽の事実を告知する不正競争行為に当たるとされる。

そこで本稿では、まず不正競争防止法の改正の背景・ポイントを説明し、次に不正競争防止法の最新重要判例を紹介し、これらの実務上の指針を示すこととした。

### 1 不正競争防止法の改正の背景およびポイント

不正競争防止法の一部を改正する法律(平成二十二年法律第三〇号)が平成二十二年四月に成立し、平成二十二年七月一日か

ら改正法が施行されている。

今回の同法改正は「事業者間の公正な競争の確保の観点から、事業者が保有する営業秘密の一層の保護を図るため、営業秘密の刑事的保護について、その対象範囲の拡大等の措置を講ずる」ことを主目的としている。以前より日本企業から外国企業への営業秘密の流出が問題となっており、これまで幾度かの不正競争防止法の改正を経て営業秘密の保護強化が図られてきたが、実際にはその保護は不十分なものであった。

「産業構造審議会知的財産政策部会技術情報の保護等の在り方に関する小委員会」で、平成二十一年一月に「営業秘密に係る刑事的措置の見直しの方向性について(案)」を公表しており、その中で、平成一八〜二〇年に経済産業省が実施したヒアリング調査を基に以下の問題事例を作成している(以下、経済産業省ウェブサイトをより引用)。

#### 〈革新的技術の試作品の不正流出と立件における問題点〉

ある企業が約一〇〇億円の研究開発費をかけて開発した革新的な製品の製造方法に関する設計図面とその試作品が持ち出された。

同企業は、刑事事件として警察に捜査を依頼したが、技術情報の価値は評価さ

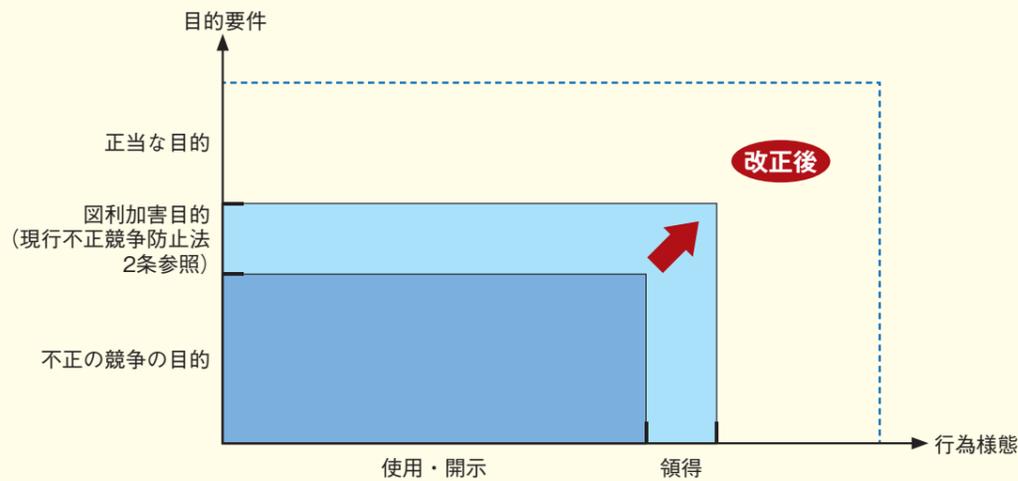
#### 主な改正後の内容

- ① 企業の競争力の源泉である無形の技術・ノウハウ等の保護強化
- ② IT化・ネットワーク化の進展への対応
- ③ オープン・イノベーションの促進

の3つの視点から、以下の改正を行うものである。

- (1) 営業秘密侵害罪における現行の目的要件である「不正の競争の目的」を改め、「不正の利益を得る目的」または「保有者に損害を与える目的」とする。
- (2) 原則として「使用・開示」行為を処罰の対象としている営業秘密侵害罪の行為態様を改め、営業秘密の管理に係る任務を負う者がその任務に背いて営業秘密を記録した媒体等を横領する行為、無断で複製する行為等について、処罰の対象とする。

#### 〈営業秘密の管理に係る任務を負う者の処罰対象範囲〉



出典：経済産業省ウェブサイト「改正不正競争防止法の概要」